

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市条例第 18 号

四日市市企業立地促進条例の一部を改正する条例

四日市市企業立地促進条例（平成 12 年四日市市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市の区域内において事業所の新設又は増設の設備投資を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出等産業立地の促進並びに産業の高度化並びに<u>臨海部工業用地の有効活用</u>を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本市の区域内において事業所の新設又は増設の設備投資を行う者に対し、奨励措置を講ずることにより、本市における既存企業の新規設備投資及び新規産業の創出等産業立地の促進並びに産業の高度化を図るとともに、就労の場を確保し、もって本市の産業経済の振興と市民生活の安定に資することを目的とする。</p>								
<p>(奨励措置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の奨励金の額は、各年度ごとに次の表に定める額とし、総額で 10 億円を限度とする。</p>	<p>(奨励措置)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の奨励金の額は、各年度ごとに次の表に定める額とし、総額で 10 億円を限度とする。</p>								
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="204 1803 518 1854">対象年度</th><th data-bbox="518 1803 821 1854">奨励金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="204 1854 518 2016">(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最</td><td data-bbox="518 1854 821 2016">当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分</td></tr></tbody></table>	対象年度	奨励金額	(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最	当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="849 1803 1163 1854">対象年度</th><th data-bbox="1163 1803 1466 1854">奨励金額</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="849 1854 1163 2016">(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最</td><td data-bbox="1163 1854 1466 2016">当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分</td></tr></tbody></table>	対象年度	奨励金額	(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最	当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分
対象年度	奨励金額								
(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最	当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分								
対象年度	奨励金額								
(1) 指定施設が操業を開始した日以後において最	当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の 2 分								

<p>初に当該指定施設に係る固定資産税及び都市計画税（以下「指定施設に係る固定資産税等」という。）が課された年度（以下「<u>基準年度</u>」という。）（(4)に該当する年度を除く。）</p>	<p>の1（別表に定める施設等の類型3の事業にあっては、<u>3分の2</u>）に相当する額（指定事業者が中小企業者に該当する場合には、当該額及び当該年度の指定施設に係る事業所税資産割の額に相当する額の合計額）</p>	<p>初に当該指定施設に係る固定資産税及び都市計画税（以下「指定施設に係る固定資産税等」という。）が課された年度から<u>5年間</u>（(2)及び(3)に該当する年度を除く。）</p>	<p>の1に相当する額（指定事業者が中小企業者に該当する場合には、当該額及び当該年度の指定施設に係る事業所税資産割の額に相当する額の合計額）</p>
<p>(2) <u>基準年度の次年度及び次々年度（(3)及び(4)に該当する年度を除く。）</u></p>	<p><u>当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の3分の2に相当する額（指定事業者が中小企業者に該当する場合には、当該額及び当該年度の指定施設に係る事業所税資産割の額に相当する額の合計額）</u></p>		
<p>(3) <u>奨励措置の対象となった各年度の指定施設に係る固定資産税等の累計額（以下「<u>累計額</u>」という。）が10</u></p>	<p>当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の10分の1に相当する額（指定事業者が中小企業者に該当する場合には、当</p>	<p>(2) <u>奨励措置の対象となった各年度の指定施設に係る固定資産税等の累計額（以下「<u>累計額</u>」という。）が10</u></p>	<p>当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額の10分の1に相当する額（指定事業者が中小企業者に該当する場合には、当</p>

<p>億円を超えた場合、累計額が10億円を超えるに至った年度の次年度以後の年度（<u>基準年度の次々年度までに限る。</u>）</p>	<p>該額及び当該年度の指定施設に係る事業所税資産割の額に相当する額の合計額）</p>	<p>億円を超えた場合、累計額が10億円を超えるに至った年度の次年度以後の年度</p>	<p>該額及び当該年度の指定施設に係る事業所税資産割の額に相当する額の合計額）</p>
<p>(4) (3)の場合において累計額が10億円を超えるに至った年度</p>	<p>アからウまでに掲げる額の合計額 ア（略） イ 当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額から超過分相当額を減じた額の<u>3分の2（基準年度の場合、別表に定める施設等の類型1、2、4、5及び6の事業にあつては、2分の1）</u>に相当する額 ウ（略）</p>	<p>(3) (2)の場合において累計額が10億円を超えるに至った年度</p>	<p>アからウまでに掲げる額の合計額 ア（略） イ 当該年度の指定施設に係る固定資産税等の額から超過分相当額を減じた額の<u>2分の1</u>に相当する額 ウ（略）</p>
<p>附 則 1 （略） （条例の失効） 2 この条例は、<u>平成32年3月31日</u></p>		<p>附 則 1 （略） （条例の失効） 2 この条例は、<u>平成27年3月31日</u></p>	

限り、その効力を失う。ただし、この
 条例の失効前に指定を受けた施設等に
 係る奨励措置については、この条例
 は、なおその効力を有する。

3 及び 4 (略)

限りその効力を失う。ただし、この条
 例の失効前に指定を受けた施設等に
 係る奨励措置については、この条例は、
 なおその効力を有する。

3 及び 4 (略)

改正後

別表 (第 3 条関係)

施設等の類型	投下固定資産総額等
1 及び 2 (略)	
3 <u>重点分野として規則で定める事業に 係る施設等</u>	<p>新增設のための投下固定資産総額が、 <u>2 億円</u> (中小企業者等にあつては 2 千 万円) 以上であり、かつ償却資産に係 る投下額が 5 千万円 (中小企業者等 あつては 2 千万円) 以上であること。</p>
4 (略)	
5 あがた栄工業団地、南小松工業団 地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテク ノフロンティア四日市新規進出企業	<p>新增設のための投下固定資産総額が、 2 千万円以上であり、かつ償却資産に 係る投下額が 2 千万円以上であるこ と。</p>
6 物流機能を有する保管施設に係る施 設等	<p>新增設のための投下固定資産総額が、 <u>5 億円</u> (中小企業者等にあつては、<u>3 億円</u>) 以上であり、かつ償却資産に係 る投下額が 5 千万円以上であること。 ただし、償却資産に係る投下額は、機 械及び装置、車両及び運搬具並びに工 具、器具及び備品の合算額をいう。</p>

改正前

別表 (第 3 条関係)

施設等の類型	投下固定資産総額等
1 及び 2 (略)	
3 <u>新規・成長分野にかかる事業のうち規則で定めるものに該当する施設等</u>	<p> 新增設のための投下固定資産総額が、 <u>1 億円</u>（中小企業者等にあつては 2 千万円）以上であり、かつ償却資産に係る投下額が 5 千万円（中小企業者等にあつては 2 千万円）以上であること。 </p>
4 (略)	
5 <u>四日市ハイテク工業団地、あがた栄工業団地、南小松工業団地、鈴鹿山麓リサーチパーク及びテクノフロンティア四日市新規進出企業</u>	<p> 新增設のための投下固定資産総額が、 2 千万円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が 2 千万円以上であること。 </p>
6 物流機能を有する保管施設に係る施設等	<p> 新增設のための投下固定資産総額が、 5 億円以上であり、かつ償却資産に係る投下額が 5 千万円以上であること。 ただし、償却資産に係る投下額は、機械及び装置、車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の合算額をいう。 </p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市企業立地促進条例の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に第 4 条に規定する指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置から適用し、同日前に指定の申請がなされた施設等に係る奨励措置については、なお従前の例による。

(商工農水部工業振興課)